地域医療データ分析

国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 医療マネジメント学科 大学院 医学研究科

石川 ベンジャミン光一

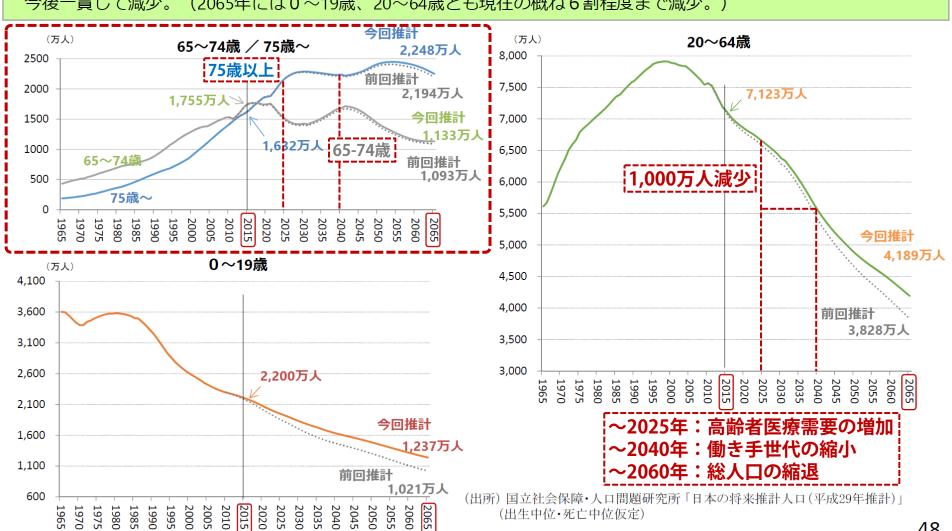
2025年に向けて

高齢者の需要の増加への対応

年齢4区分別の見通しについて

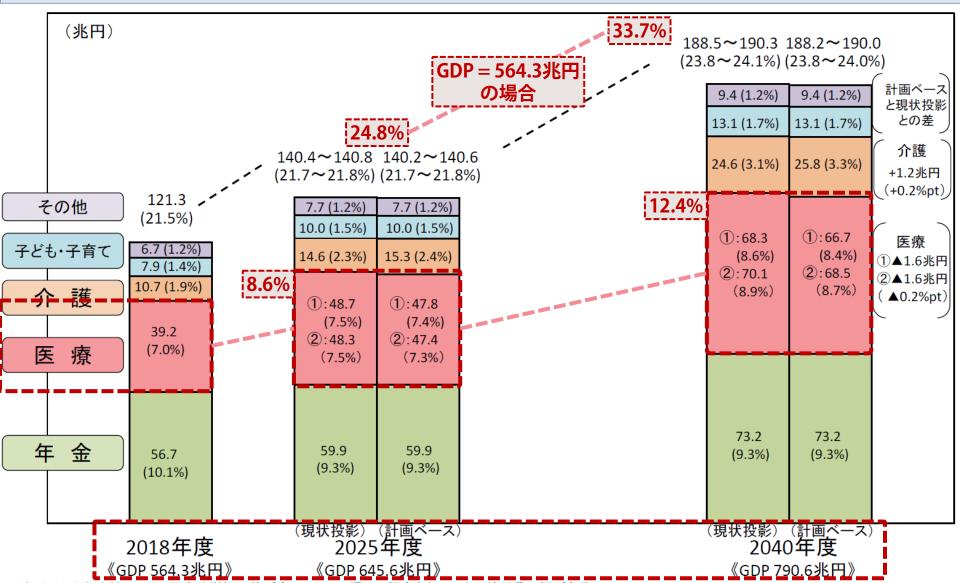
○ 65~74歳については、2030年~2040年頃にかけて一旦上昇する局面を除いて減少傾向。また、75歳以上について は、2025年にかけて急増した後、概ね横ばい。

○ 一方、65歳未満の若年・現役世代については、前回推計と比較して減少トレンドが若干緩やかにはなっているが、 今後一貫して減少。(2065年には0~19歳、20~64歳とも現在の概ね6割程度まで減少。)



経済財政諮問会議 (2018/05/21): 資料 4 - 1 2040年を見据えた社会保障の将来見通し (議論の素材) 赤は資料に追記した箇所

社会保障給付費の見通し(経済:ベースラインケース)



- (注1) ()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており給付費に幅がある。
- (注2)「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

我が国の医療・介護制度の課題と特徴

わが国の医療・介護制度の特徴

国民皆保険

フリーアクセス

自由開業制

出来高払い

患者側

- 患者負担が低く、患者側にコストを抑制するインセ ンティブが生じにくい構造
- 誰もがどんな医療機関・医療技術にもアクセス可能

医療機関側

- 患者数や診療行為数が増加するほど収入が増加
- 患者と医療機関側との情報の非対称性が存在

供給サイドの増加に応じて 医療・介護費の増大を招きやすい構造

社会構造の変化

- 高齢化の進展による受給者の増加や疾病構造の変化
- 少子化の進展による「支え手(現役世代)」の減少
- イノベーション等による**医療の高度化・高額化**の進展

国民皆保険を維持しつつ、制度の持続可能性を確保していくための医療・介護制度改革の視点

保険給付範囲の在り方の見直し (「共助」の対象は何か)

- 高度・高額な医療技術や医薬品への対応
- 大きなリスクは共助、小さなリスクは自 助で対応

必要となる保険給付の 効率的な提供

- 公定価格の適正化・包括化
 - 医療提供体制の改革

高齢化や人口減少下での 給付と負担の適切なバランス

- 年齢ではなく能力に応じた負担
- 支え手の負担能力に応じた医療費 の増加に伴う負担の在り方の見直し

58

医療・介護制度改革の視点

「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保してい くため、下記の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があり、早急に議論を前に進めるべき。

視点1 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく(共助の対象は何か)

保険給付の範囲

- 「高度・高額な医療技術や医薬品への対応し 新たな医薬品・医療技術について、安全性・有効性に加えて経済性・費用対効果を踏まえて公的保険で対応する仕
 - 「大きなリスクは共助、小さなリスクは自助」 少額の外来医療、OTC類似薬の処方など、「小さなリスク」については、従前のように手厚い保険給付の対象と するのではなく、より自助で対応することとすべき。

診療報酬と医療提供体制

視点2.必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する(公定価格と提供体制) 「公定価格の適正化・包括化」

組みとしていくべき。

診療報酬本体、薬価など、保険償還の対象となるサービスの価格については、国民負担を考慮して、できる限り効 率的に提供するよう、診療報酬・薬価の適正化等を進めるべき。 医療提供者の取り組み 地域医療構想調整会議 ② 「医療提供体制の改革」

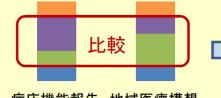
これまで以上に限られた財源とマンパワーの中で、必要なサービスを過不足なく効率的に提供していくため、医療 提供体制についての都道府県を中心とするコントロールの仕組みを整備・充実していくべき。

視点3. 高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく(給付と負担のバランス)※後日で保険料と自己負担

- 「年齢ではなく能力に応じた負担 | 団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年度までに、世代間の公平の観点も踏まえ、 「後期高齢者の窓口負担 の引上げ」などの改革を実施すべき。
- 「支え手減少下での医療費増加に対しても制度の持続可能性を確保! 負担の先送りを解消していくとともに、支え手の負担能力を踏まえつつ、給付を見直していくことで、医療保険制 度の持続可能性を確保していくべき。

地域医療構想の策定とその実現に向けたプロセス

- 地域医療構想は、平成27年4月から、都道府県が策定作業を開始。
- 医療計画の一部として策定することから、都道府県医療審議会で議論するとともに、医師会等の地域 の医療関係者や住民、市町村等の意見を聴取して、適切に反映。
- 具体的な内容の策定とその実現に向けた都道府県のプロセスは以下のとおり。
- ① 都道府県は、機能分化・連携を図る区域として「構想区域」を設定。
 - ※「構想区域」は、現在の2次医療圏を原則とするが、①人口規模、②患者の受療動向、③疾病構造の変化、④基幹病院へのアクセス時間等の要素を勘案して柔軟に設定
- ② 「構想区域」ごとに、国がお示しするガイドライン等で定める推計方法に基づき、都道府県が、2025年の医療需要と病床の必要量を推計。地域医療構想として策定。
- ③ 地域医療構想の実現に向けて、都道府県は構想区域ごとに、「地域医療構想調整会議」を開催。
 - ※「地域医療構想調整会議」には、医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者等が参加。
 - 病床機能報告制度の報告結果等を基に、現在の医療提供体制 と将来の病床の必要量を比較して、どの機能の病床が不足して いるか等を検討。



 \Rightarrow

協議

病床機能報告 地域医療構想 制度(集計) (推計) 地域医療構想 調整会議

地域課題の共通認識 と 各病院が果たす役割 に基づく議論

医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整。

4 都道府県は、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関による自主的な機能分化・連携を推進。14

地域医療構想に関するWG:第15回(2018/07/20):https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00389.html:資料 1 - 1

地域医療構想調整会議について

資料に追記した箇所

医療法の規定

- 第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、<u>診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け</u>、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める<u>将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う</u>ものとする。
- 2 <u>関係者は</u>、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、<u>当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなけ</u>ればならない。

地域医療構想調整会議の協議事項

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

○ **都道府県は、毎年度、**地域医療構想調整会議において合意した**具体的対応方針をとりまとめること**。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- <u>公立病院、公的医療機関等は、</u>「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、<u>平成29年度中に</u> <u>協議</u>すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

地域のすべての病院の「自主的な取り組み」を共有する

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
 - 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関新たな病床を整備する予定の医療機関
 - 開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議における議論の状況

以下は、平成30年6月末までの議論の状況について、全339構想区域の状況をまとめたもの。

■調整会議の開催状況

| 4~6月 | 7~9月 (予定) | 10~12月 (予定) | 1~3月 (予定) | 計 |
|--------|--------------|----------------|--------------|-------|
| 91回 | 389回 | 303回 | 313回 | 1096回 |
| (84区域) | (303区域) | (233区域) | (248区域) | |

■病床機能報告の報告率

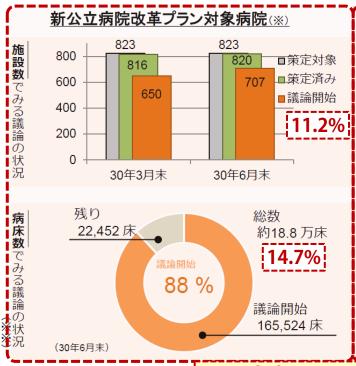
| | 3月末時点 | 6月末時点 |
|-------|-------|-------|
| 病院 | 93.3% | 94.4% |
| 有床診療所 | 82.1% | 84.5% |

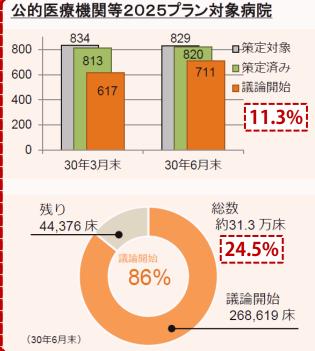
■非稼働病棟の病床数

| | 総数 | あり方を議論 中の病床 |
|-------|---------|----------------|
| 病院 | 16,384床 | 4,201床 |
| 有床診療所 | 8,285床 | 1,080床 |

赤は資料に追記した箇所

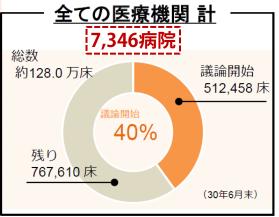
■具体的な医療機関名を挙げた議論の状況







77.9万床(60.9%)



医政局地域医療計画課調べ (精査中)

2025年を超えて…

次の課題:働き手の大幅な減少

人口と入院患者数

注意事項 人口-医療圏別 人口と入院患者数

▼ 2次医療圏 (すべて)

性/年齢階級別

X

性/年齢階級別

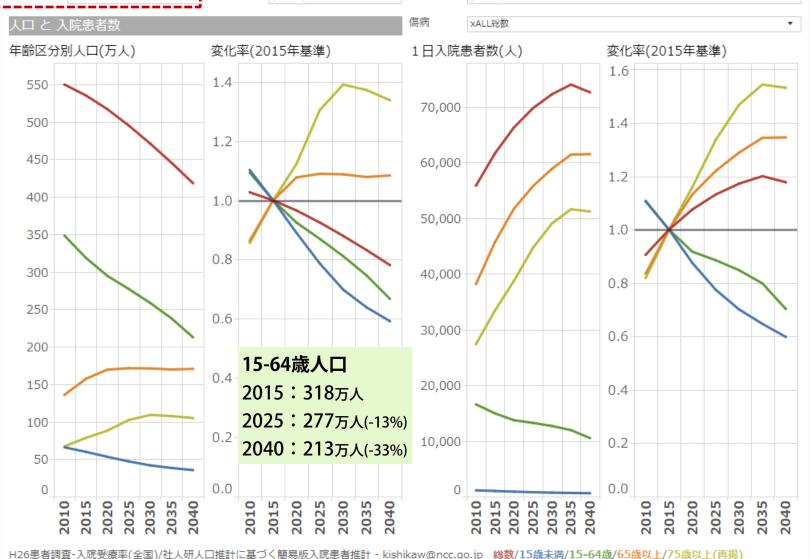
推計

(簡易版)

社人研推計

人口と外来患者数

患者調査(H26) xALL総数



「地域医療構想」の達成に向けた一層の取組 赤は資料に追記した箇所

ダウンサイジングに要する経費(例)

ト限額:なし

上限額:一人

600万円

基準

病床数

既存

病床数

病床数の

必要量

(2025)

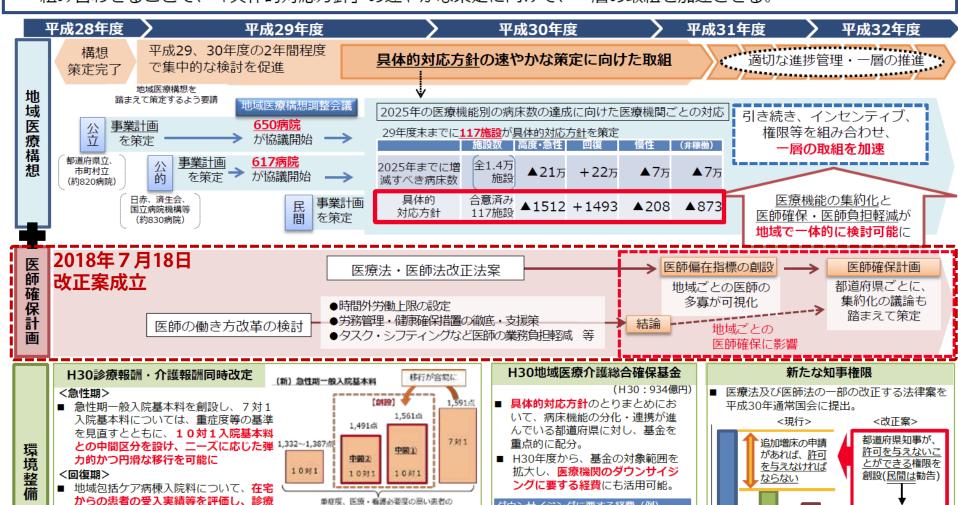
病棟の解体撤去費

・早期退職する職員の

退職金の割増相当額

医療機器の処分

「地域医療構想調整会議」における議論の徹底した進捗管理を行いつつ、医師確保対策やインセンティブ、権限等を 組み合わせることで、「具体的対応方針」の速やかな策定に向けて、一層の取組を加速させる。



http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0521/shiryo 05.pdf

介護医療院を創設し、介護療養病床や医療療養病床からの転換を促進

在宅医療の実施機関と報酬の加算対象となる患者の範囲を拡大

■ 居宅や介護施設等での医療ニーズや看取りへの対応を強化

報酬を引上げ

<慢性期、在宅医療・介護>

割合に応じた段階的な報酬体系に変更

勧告を受けた場

合、保険医療機関

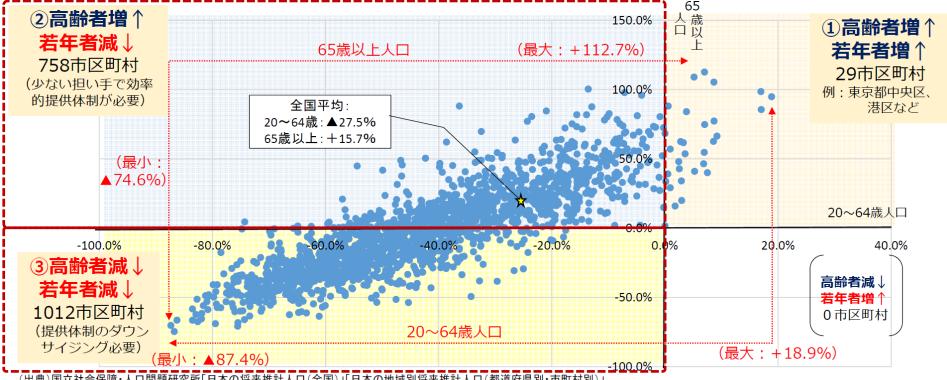
の指定をしないこ

とができる

(参考)市区町村別の若年・高齢者人口の見通し

- 日本の人口は全国平均で、2015年から2045年までで、65歳以上の高齢者人口が+15.7%(+532万人)増加する一方で、20~64歳 の若年人口が▲27.5%(▲1,956万人)減少。
- こうした人口増減を市町村別で見ると、65歳以上人口が最大2倍増から最小7割減、20〜64歳人口は、最大2割増から最小9割減 と、地域によって大きな開きがある。また、その人口増減の傾向については、①高齢者・若年者がともに増加、②高齢者は増加するが 若年者は減少、③高齢者・若年者ともに減少、という地域が存在。
- ①の地域は都心部など、ごく一部の地域であり、他は全て②と③の地域。②の地域については、今後、サービスの担い手でもある若年 者が減少する中で、増加する高齢者に対応するための効率的な提供体制の構築が課題となる。また、③の地域については、高齢者数自 体も減少していくことから、医療・介護サービスの提供体制の適切なダウンサイジングも課題となる。

2015年から2045年の市町村別65歳以上人口と20~64歳人口の増減率

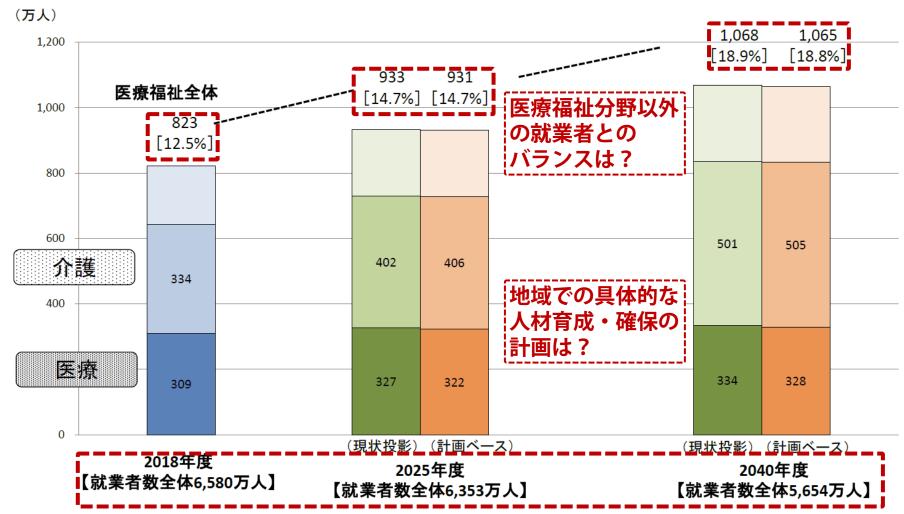


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)」「日本の地域別将来推計人口(都道府県別・市町村別)」

(注)対象は、福島県(1県)と1,798市区町村(東京23区及び12政令指定都市の128区、その他の766市、713町、168村)である。2015から2045年の人口が同数の場合(3自治体)は減少にカウント。

経済財政諮問会議(2018/05/21):資料4-1 2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材) 赤は資料に追記した箇所

医療福祉分野の就業者数の見通し

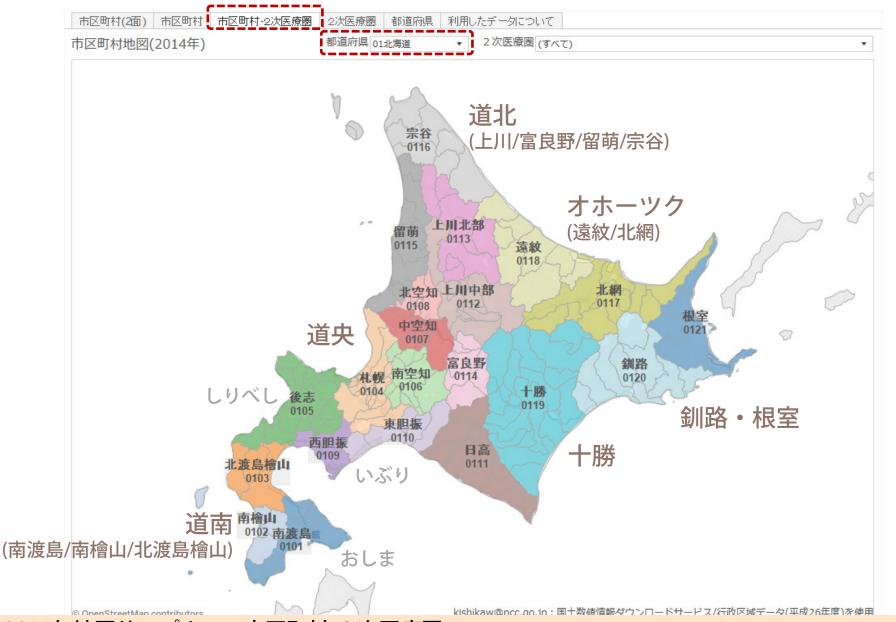


- (注1) []内は就業者数全体に対する割合。
- (注2) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。
- (注3) 就業者数全体は、2018年度は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年度以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年 労働力需給 の推計」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位(死亡中位)推計)を元に機械的に算出している。

国としての状況はわかった

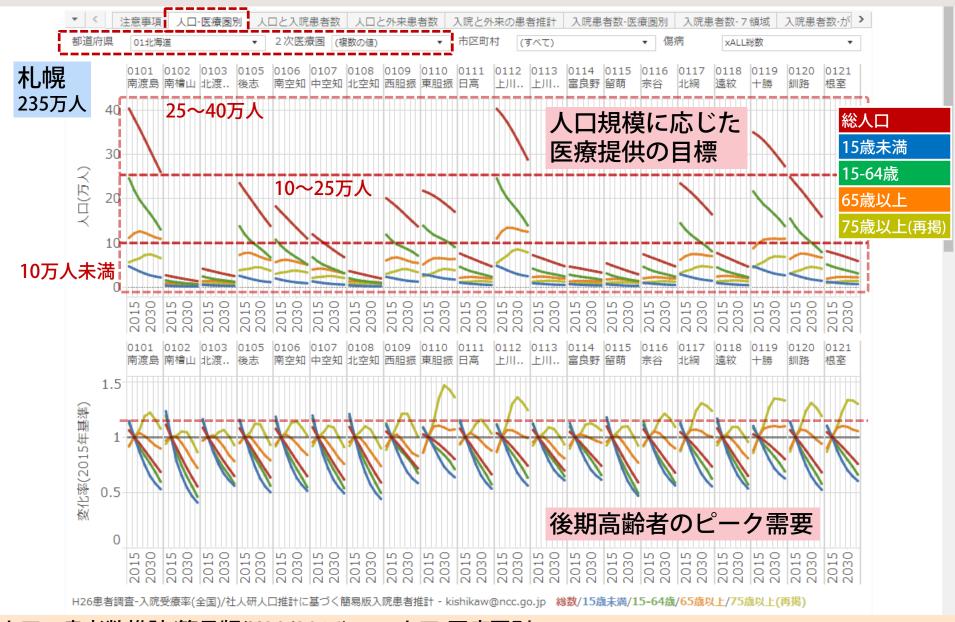
では、北海道の状況は?

行政界:市区町村/2次医療圏



2014年地図サンプル →市区町村-2次医療圏 https://public.tableau.com/views/2014_60/-

2次医療圏別人口推計(社人研の将来推計人口を使用)/札幌を除く

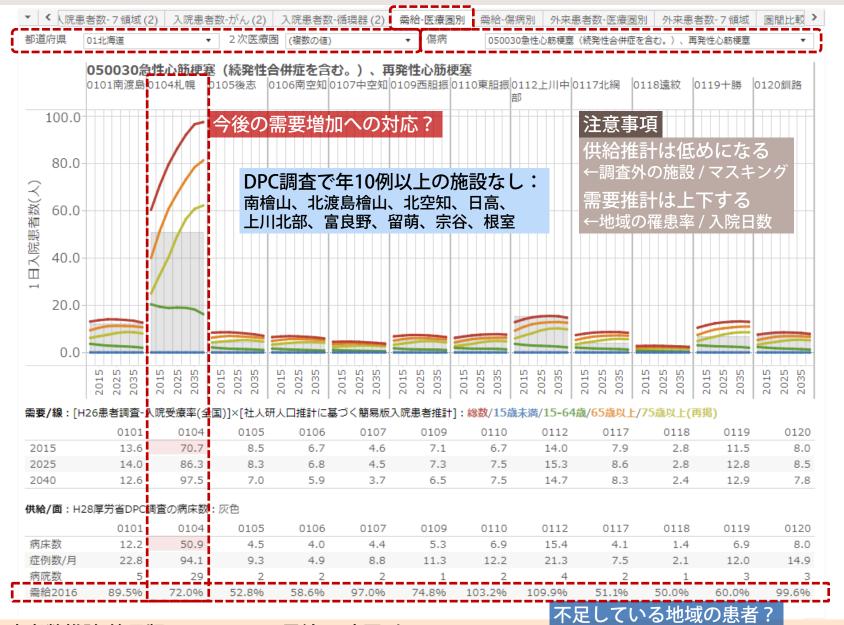


人口・患者数推計/簡易版(H28/2016) →人口-医療圏別 https://public.tableau.com/views/EstPat2016/-

急性心筋梗塞/050030

需要/線:患者調査(H26)×推計人口

供給/面: DPC調査(H28)/年10例以上の施設のみ

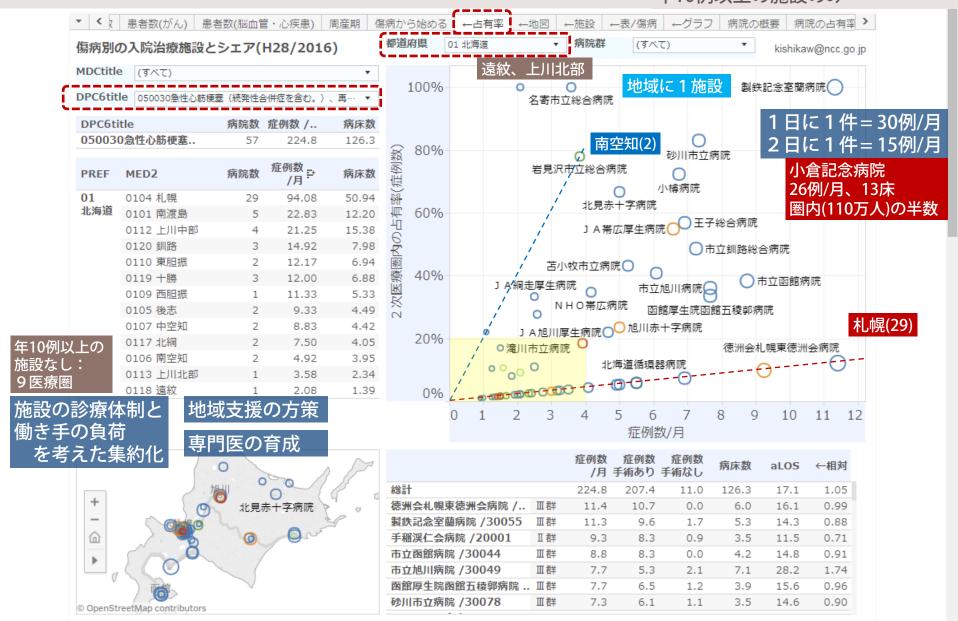


人口・患者数推計/簡易版(H28/2016)→需給-医療圏別

18

急性心筋梗塞/050030

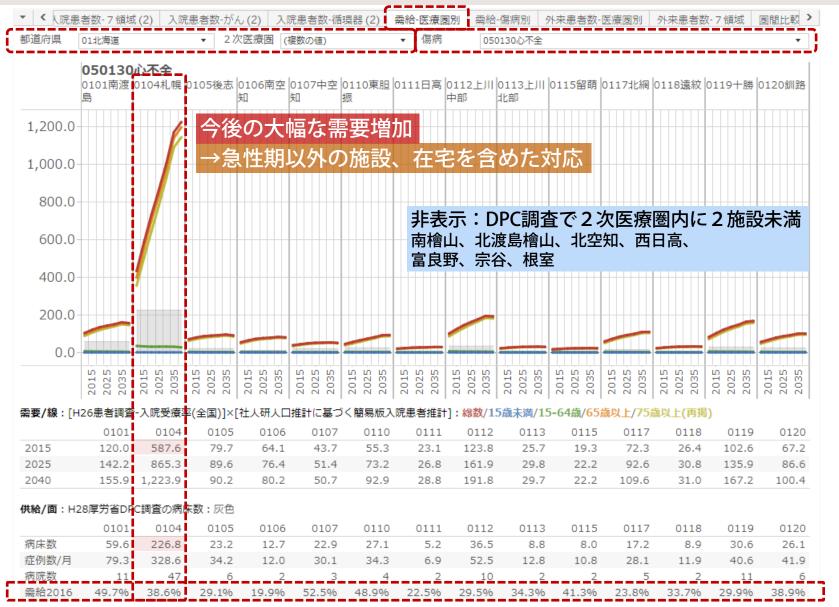
DPC調査参加施設(H28年度) 年10例以上の施設のみ



心不全/050130

需要/線:患者調査(H26)×推計人口

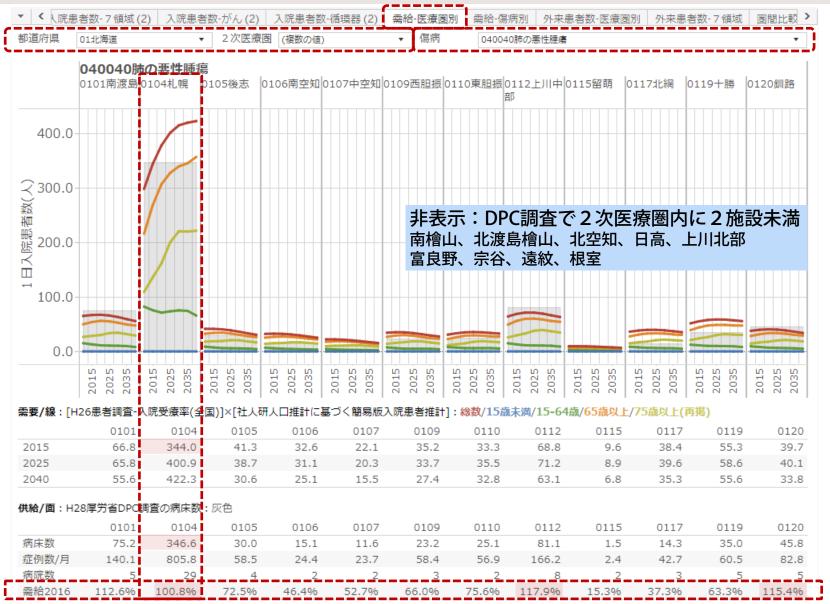
供給/面:DPC調査(H28)/年10例以上の施設のみ



肺がん/040040

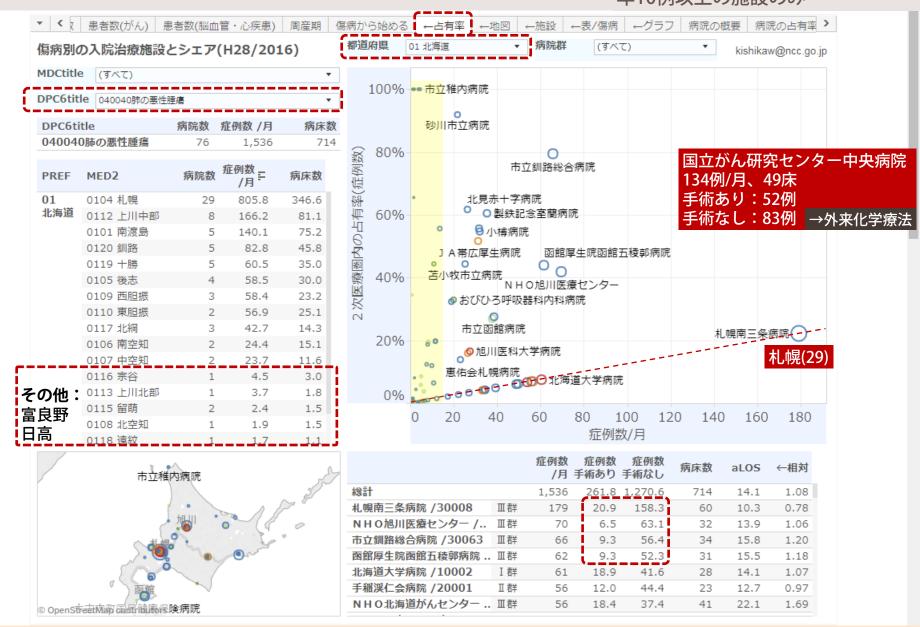
需要/線:患者調査(H26)×推計人口

供給/面:DPC調査(H28)/年10例以上の施設のみ



肺がん/040040

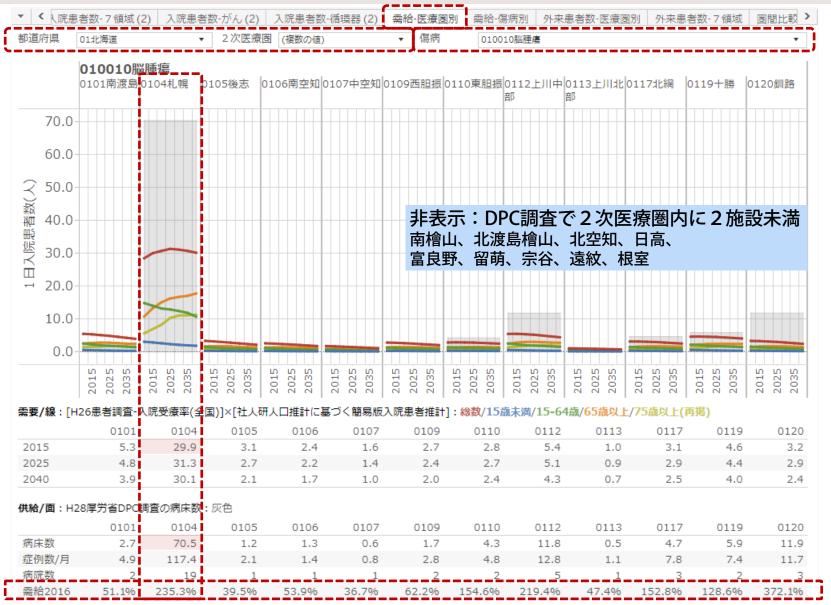
DPC調査参加施設(H28年度) 年10例以上の施設のみ



脳腫瘍/010010

需要/線:患者調査(H26)×推計人口

供給/面:DPC調査(H28)/年10例以上の施設のみ



脳腫瘍/010010

DPC調査参加施設(H28年度) 年10例以上の施設のみ



まとめ

- ▶地域医療構想:2025年のあるべき医療提供体制
 - ■機能別の必要病床数 は目標のひとつに過ぎない
 - ■地域における 傷病別の症例数、入院施設と日数(機能) について、 具体的に考えることが大切 → 医療需要の推計と供給体制の把握
 - ▶<mark>札幌:235万人の圏域 と 500万人の道民 を支えるための体制</mark>
 - ▶南渡島/上川中部/十勝 :30-40万人 :圏内/周辺を含む基幹機能
 - ▶後志/南空知/胆振/釧路:10-20万人 :圏内での地域医療
- 共存 ▶その他の2次医療圏 :10万人以下:市街での地域ケア
 - ■道北/道南/オホーツク/根室
 - DPCデータ / 病床機能報告 の情報を活用した実態の把握と 連携体制の構築に向けた検討
 - ▶2040年に向けて、現役世代人口の大幅な縮小にも 対応可能な提供体制への転換が必要

لح